

居宅介護支援事業 重要事項説明書

ル・グラン ケアプランセンター修善寺
株式会社 ル・グラン

1、事業者

- (1) 法人名 株式会社 ル・グラン
(2) 法人所在地 静岡県沼津市大岡 1043-28
(3) 代表者氏名 代表取締役 小池 正治
(4) 電話番号 055-955-7776

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
(2) 事業の目的 介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮した支援を行うことを目的とする。
(3) 事業所の名称 ル・グラン ケアプランセンター修善寺
令和8年7月1日指定
(4) 事業所の所在地 静岡県伊豆市小立野91メゾン河内103号
(5) 電話番号 0558-79-3501
(6) 管理者氏名 山口 ルミ子（介護支援専門員）

3、事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
伊豆市、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、伊豆の国市、長泉町、函南町、清水町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	8:30～17:30

4、職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者兼介護支援専門員	1名		事業所の管理業務及びケアプラン作成
介護支援専門員	0名	0名	ケアプランの作成

5、提供するサービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

- ①介護支援専門員は、利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努め、居宅サービス計画の原案を作成します。
- ②介護支援専門員は、原案に位置づけたサービスの担当者等に、原案について専門的見地からの意見を求めます。利用者は、複数のサービス事業所の紹介を求めること、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能です。
- ③原案について、介護保険給付の有無、利用料等を含め居宅サービス計画の内容を利用者または家族に説明し、同意を得て居宅サービス計画を確定します。

(2) サービス実施状況の把握と連絡調整

少なくとも1月に1回はご自宅を訪問し、継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

(3) 給付管理表の作成

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(4) 要介護認定申請等の代行

利用者のご依頼に基づき、利用者の要介護認定（新規・変更・更新）の申請を代行します。

(5) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6、前6月間の居宅介護サービス計画作成数及び同一事業者によるサービスの割合

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

＜判定期間：令和7年度後期＞

対象期間の実績なし。

(2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

＜訪問介護＞

＜通所介護＞

＜地域密着型通所介護＞

＜福祉用具貸与＞

7、利用料金

(1) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、法律に基づく利用料金の全額を一旦お支払いください。（別表参照）

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、以下の額を徴収します。

- ① 通常の事業の実施地域を越えて片道 5 km未満 400 円
- ② 通常の事業の実施地域を越えて片道 5 km～10 km未満 800 円
- ③ 通常の事業の実施地域を越えて片道 10 km以上、5 kmまで毎に 400 円加算

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに下記指定口座へ振り込みください。

口座名義	株式会社	ル・グラン	代表取締役	小池	正治
口座名義	株式会社	ル・グラン	代表取締役	小池	正治

８、サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の介護支援専門員の指定はできません。

（３）医療機関に入院された時

- ① 急な入院の場合、できるだけ早く担当介護支援専門員にお知らせください。また、あらかじめ入院の予定が決まっている場合は、事前にお知らせください。
- ② 病院へ担当介護支援専門員の氏名、連絡先等をお知らせください。
- ③ 退院後の準備を進めるために、病院からの説明内容や退院日程等は担当介護支援専門員へお知らせください。

9、苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

管理者 山口ルミ子

TEL 0558-79-3501

○ 受付時間 月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊豆市健康長寿課	0558-74-0150
沼津市長寿福祉課	055-934-4873
三島市介護保険課	055-983-2607
熱海市健康福祉部長寿介護課	0557-86-6285
伊東市高齢者福祉課	0557-32-1563
裾野市介護保険課	055-995-1821
御殿場市長寿福祉課	0550-82-4134
富士市介護保険課	0545-55-2863
富士宮市高齢介護支援課	0544-22-1141
伊豆の国市長寿介護課	0558-76-8009
函南町福祉課	055-979-8126
長泉町長寿介護課	055-989-5511
清水町福祉介護課	055-981-8213
東伊豆町健康づくり課	0557-95-1124
国民健康保険団体連合会苦情受付窓口	054-253-5590

10、サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

（守秘義務）

1 1、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 2、サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約解除の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

（1）利用者からの解除・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者若しくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者若しくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

静岡県沼津市大岡 1043-28

株式会社 ル・グラン

代表取締役 小池 正治 ㊞

ル・グラン ケアプランセンター 修善寺

説明者職名 管理者兼介護支援専門員 氏名 山口 ルミ子 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。